契約変更理由書

神戸市

工　事　名	野田外浜線他1線電線共同溝整備工事

契約変更後の工事概要

【野田外浜線】工事延長　182m

開削土工　1式　電線共同溝工　1式　舗装工（歩車道）　1式

【西出高松前池線】工事延長　125m

開削土工　1式　電線共同溝工　1式　舗装工（歩車道）　1式

契約変更後の工期

契約年月日　：令和４年７月26日
完成期限（当初）：令和５年６月30日
（変更）：令和５年９月29日
工期延長　：91日

設計変更の理由

・ 電線共同溝工事に先行して実施されたガス中圧管移設工事にて、沿道調整の結果、沿道乗入部の掘削等に伴う出入り規制時間を短縮する必要があり、西出高松前池線歩道部の電線共同溝管路敷設において支障となる残置ガス中圧管を本工事にて撤去することになったため、中圧管撤去工が増工となる。
・ 西出高松前池線沿線からの騒音、振動対策実施の地元要望を踏まえて、騒音、振動が軽減されるよう、電線共同溝工事に伴い復旧する舗装と既存の舗装を面的に復旧する必要があるため、舗装工が増工となる。
・ 野田外浜線の管路工について、関連工事（海運町雨水幹線改築工事その1）との調整の結果、減工となる。

工期延長の理由

・ ガス中圧管移設工事、汚水管移設工事において、試掘の結果、水道管等の移設が必要と判明した。この移設工事に時間を要したため電線共同溝工事の着手が遅れた。さらに、上記の設計変更により増工となるため、工期延長が必要となる。
・ これらに理由により、88日間の工期延長が必要となる。
・ 上記理由及び夏季休暇（3日間）を考慮すると、91日間の工期延長が必要となる。